

「奨学金継続願」の提出について

封書内の「『奨学金継続願』の提出手続きについて」をよく読んで、貸与額通知書(振込明細等)で振込金額を確認し、スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください(併用貸与の場合はそれぞれに提出が必要です)。

【スカラネット・パーソナルURL】

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

(新規で使用する場合は、登録が必要です。)

【入力期間】

12月15日(木)～平成29年1月20日(金)【各日8時～25時】

ただし、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

送信(提出)後の「受付番号」表示で、「提出」となります。

併用貸与の場合は、第一種・第二種奨学金それぞれに対し提出が必要です。

「奨学金継続願」提出対象者は必ず提出してください。

「奨学金継続願」を提出しないと、奨学金は“**廃止**”となります。

■「奨学金継続願」提出対象者■

平成28年10月現在貸与者に封書を配付していますが、以下に該当する奨学金については、継続願の提出が不要です。

・休止者、停止者

・12月15日から2月末日において、「留学奨学金継続願」が承認中の奨学金、または平成29年4月以前を始期とする「留学奨学金継続願」を教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出した奨学金

・12月8日現在において、教育推進・学生支援部学生課奨学掛に最終受領希望月を平成29年3月以前とする貸与終了手続き(採用取消を含む。)を行った奨学金

※最終受領希望月を3月とした辞退手続きのうち、辞退を取消す場合は、継続願の提出が必要であるため、上記継続願入力期間内に速やかに教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ連絡してください。

平成29年4月以降の貸与を辞退したい、または、継続の意思がない場合

平成29年4月以降、奨学金貸与を辞退したい場合や継続の意思がない場合も**手続きが必要**です。該当者は「奨学金振込みの継続の確認」の項目で、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

※日本学術振興会特別研究員採用内定者は、適格認定における手続きとは別に、採用内定手続として「異動願(届)」のコピー(受理印)を求められているため、教育推進・学生支援部学生課奨学掛にて手続きをする必要があります(印鑑持参)。

■審査■

提出された「奨学金継続願」の記入内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否を判断します。

※「継続」以外の処置(廃止、停止、警告)者には、4月下旬(予定)に連絡をします。なお、停止の処置となっても貸与は卒業予定期までです。

※「継続」の場合は連絡をしませんので、平成29年4月分(振込予定日:4月21日)の振込で確認してください。

■適切な貸与月額への指導■

奨学生本人の収入金額と支出金額の収支差が学部生36万円以上、大学院生45万円以上ある場合は、適切な奨学金貸与額への変更等の指導を行いますので、収入金額、支出金額入力にあたっては十分注意してください。

※「収入」の「日本学生支援機構の奨学金」欄に採用取消で返戻した奨学金の金額が含まれている場合は、「支出」の「その他」欄においてその金額を含めてください。

■(平成22年度以降採用者のみ)住所等変更事項の確認■

平成22年度以降採用者のみ、「E-あなたの返還誓約書情報」欄に、奨学生の住所(住民票住所)等、連帯保証人・保証人の住所・氏名等(人的保証の場合)、連絡先の住所・氏名等(機関保証の場合)が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は、「奨学金継続願」提出後、京都大学ホームページ「日本学生支援機構奨学金」ページより、様式をダウンロードし、作成のうえ、上記継続願入力期間内に教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください。なお、メールアドレスの変更は、「スカラネット・パーソナル」にて行ってください。

・連帯保証人・保証人について変更(人物、改姓等)したい場合：連帯保証人・保証人変更届

・本人、連帯保証人等住所(本人においては住民票における住所)を変更した場合：住所変更届

京都大学ホームページ(ホーム)教育学生支援・授業料・免除・奨学金・奨学金 日本学生支援機構奨学金

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon.html>

京都大学 日本学生支援機構 **検索**

■入力内容の訂正■

原則、入力内容を訂正することはできません。入力には十分注意してください。ただし、内容が「継続」にかかわること(「返還の義務」について「自覚していない」を選択した場合は除く*)及び「指導」対象にかかわることについては、受け付けることもありますので、速やかに下記までご連絡ください。

*「返還義務の自覚」については十分注意してください。

◎不明な点がございましたら、下記までご相談ください。

担当 教育推進・学生支援部学生課奨学掛

電話 075-753-2535